

様式例第5号の1

農地所有適格法人報告書

秋田市農業委員会会長 殿

法人の事業年度終了後、3ヵ月以内に
提出してください。

和 年 月 日

主たる事務所の所在地 秋田市山王一丁目1番1号

名称及び代表者氏名 農事組合法人〇〇

山王 太郎

連絡先電話番号 018-888-5

要件1 法人形態要件

- ①株式会社（公開会社でない）②特例有限会社③合名会社④合資会社⑤合同会社⑥農事組合法人のいずれかであること

下記のとおり農地法第6条第1項の規定に基づき報告します。

記

1 法人の概要

法人の名称及び代表者の氏名	農事組合法人〇〇 代表理事 山王 太郎		
主たる事務所の所在地	秋田市山王一丁目1番1号		
経営面積 (ha)	所有農地の有無	有	・ 無
	田	法人の所有農地、賃貸借、使用貸借権 設定面積の合計を記載してください。 注) 作業受託面積は含みません	
	畠	20 1	
	採草放牧	2	
法人形態	株式会社	・ 特例有限会社	
	合同会社	・ 合資会社	
	合名会社	・ 農事組合法人	

2 農地法第2条 売上の50%以上を占めるもの

(1) 事業の種類
を記載し、ない場合は多いもの
から3つ記載してください。

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
実績	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
	米、大豆、野菜	農作業受託、加工販売	除雪作業

(2) 売上高

年度	農業	左記農業に該当しない事業
報告対象年度の2年前 (実績)	12,890,025	2,987,654
報告対象年度の1年前 (実績)	14,507,332	3,456,789
報告対象年度 (実績)	13,920,025	3,900,250
翌事業年度の計画	14,500,000	4,000,000
これから1年の見込額		

(記載要領)

- 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称をそれぞれ記載する。
- 届出を受理しない場合は、標題の「受理通知書」とあるのをもとに、「これを受理したので通知します。なお、本通知は受付未済のため申しあげます。」とあるのを、「以下の理由により受理しません。」とし、その理由を記載する。

要件2 事業要件

農業（農業関連事業を含む）の売上高が、総売上高の半分を超えること

3 農地法第2条第3項第2号関係

構成員全ての状況

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地中間管理機構、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等 在留資格 又は特別 永住者	議決権 の数	構成員が個人の場合は以下のいずれかの状況			
				農地等の 提供面積(m ²)	農業への 年間従事日数	農作業 受託の 内容	
				権利 の種類	面積	直近 実績	
山王 太郎	秋田市山王一丁目1-1	日本	1	賃借権	9,000	280	280
○○ ○○	秋田市山王一丁目1-2	日本	1			250	250
△△ △△	秋田市山王一丁目1-3	日本	1	賃借権	3,500	250	250
□□ □□	秋田市山王一丁目1-4	日本	1	賃借権	2,000	100	150
×× ××	秋田市山王一丁目1-5	中国 永住者	1			60	60 耕起作業
計			5		14,500	940	990

人数が多くて記載できない場合は、一覧表を作成の上、添付してください。

議決権の数の合計

5

上の表の議決権数の合計

農業関係者の議決権の割合

83%

要件3 構成員の議決要件

農業関係者が総議決権の過半を占めること

その法人の行う農業に必要な年間総労働日数：

940日

上の表の従事日数の合計

(2) 農業関係者以外の者 ((1)以外の者)

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等	在留資格又は特別永住者	議決権 の数	
				議決権 の数	議決権 の割合
山王 二郎	秋田市山王一丁目1-6	日本		1	100%
計				1	100%

議決権の数の合計

1

農業関係者以外の議決権の割合

17%

(留意事項)

構成員であることを証する書面として、組合員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。

なお、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）第5条に規定する承認会社を構成員とする農地所有適格法人である場合には、「その構成員が承認会社であることを証する書面」及び「その構成員の株主名簿の写し」を添付してください。

4 農地法第2条第3項第3号及び第4号関係

労務管理等の事務も含む

(1) 理事、取締役又は業務を執行する社員全ての農業への従事状況

氏名	住所	国籍等 在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
				直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画
山王 太郎	秋田市山王一丁目1-1	日本	代表理事	280	280	250	250
○○ ○○	秋田市山王一丁目1-2	日本	理事	250	250	250	250
△△ △△	秋田市山王一丁目1-3	日本	理事	250	250	200	200
□□ □□	秋田市山王一丁目1-4	日本	理事	150	150	150	150
×× ××	秋田市山王一丁目1-5	日本	理事	60	60	60	60
農事組合法人は、理事の方を記入して下さい。							

要件4 役員要件

- 理事の過半が、農業従事日数150日以上であること
- 農作業従事日数60日以上の理事または重要な使用人が1人以上であること

(2) 重要な使用人の農業への従事状況

氏名	住所	国籍等 在留資格 又は特別 永住者	役職	農業への年間 従事日数		必要な農作業へ の年間従事日数	
				直近 実績	翌事業年 度の計画	直近 実績	翌事業年 度の計画
年間60日以上農作業に従事している理事等がいない場合で、法人の行う農業（関連事業を含む）に関する権限や責任のある使用人がいる場合に記入してください。							

((2)については、(1)の理事等のうち、法人の農業に常時従事する者（原則年間150日以上）であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数（原則年間60日）以上従事する者がいない場合にのみ記載してください。)

(記載要領)

1 「農業」には、以下に掲げる「関連事業等」を含み、また、農作業のほか、労務管理や市場開拓等も含みます。

(1) その法人が行う農業に関する次に掲げる事業

ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工

イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給

ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売

エ 農業生産に必要な資材の製造

オ 農作業の受託

カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

(2) 農業と併せ行う林業

(3) 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業

2 「2(1)事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗

収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の

粗収益も50%を超えない場合は、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載し

3 「2(2)売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上

高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しないの事業」欄に記載してください。

4 「3(1)農業関係者」には、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法第

5 条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記載してください。

ここで、複数の承認会社が構成員となっている法人にあっては、承認会社ごとに区分して

5 農地中間管理機構を通じて法人に農地等を提供している者が法人の構成員となっている場合、「3(1)農業関係者」の「農地等の提供面積(m²)」の「面積」欄には、その構成員が農地

中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等のうち、当該農地中間管理機構が当該法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地等の面積を記載し

6 2、3及び4の翌事業年度の計画の欄は、報告に係る事業年度の翌年度の計画を記載してください。

7 2の翌事業年度の計画、3の住所又は主たる事務所の所在地、国籍等及び翌事業年度の計画並びに4の国籍等及び翌事業年度の計画の各欄については、農地を所有する農地所有適格法人のみ記載してください(ただし、3の住所又は主たる事務所の所在地及び国籍等の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限る。)。

国籍等は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の

場合は、「日本」)を記載するとともに、中長期在留者にあっては在留資格、特別永住者にあ

ってはその旨を併せて記載してください。法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載してください。

なお、4の(2)については、4の(1)の理事等のうち、法人の農業に従事する者(原則年間150日以上)であって、かつ、必要な農作業に農地法施行規則第8条に規定する日数(原則年間